

独立行政法人国際観光振興機構

平成19年度計画

平成19年4月

## 独立行政法人国際観光振興機構の平成19年度計画

独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定に基づき、国土交通大臣から認可を受けた機構の中期計画を踏まえ、平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)の業務運営に関する年度計画を次のとおり定める。

機構は中期目標、計画にある政策目標への貢献、事業実施に当たっての考え方を踏まえ、平成19年度の事業を展開する。

なお、数値目標の達成度合いの測定は、原則として平成14年度を基準年度として、機構が運営費交付金及び自己財源をもとに実施した事業を対象に行う。

### 記

#### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

海外にネットワーク(海外事務所)を有するNTO(政府観光局)としての機構のノウハウ、利点等を最大限活用し、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業に積極的に参画・貢献する等により、平成19年訪日外国人旅行者800万人を目指す。

具体的には、

- ・ 主要市場ごとに設置されているVJCの事業推進チームの一員として、VJC事業の基本方針、具体的事業計画等の策定、個別事業の執行管理等に参画する。
- ・ 各市場の情報収集、分析等を行い、これを踏まえた効果的・効率的な訪日ツアー造成等に関する具体的な事業提案を行う。
- ・ 訪日ツアー造成支援、旅行博・イベント等への出展、VJC現地推進会の開催等のVJC事業を実施し、成果を挙げる。

#### (1) 組織運営

- ・ 機構の「ビジョン&ミッション」の実現を目指して、組織一丸となって業務に取り組む。
- ・ 中期計画の最終年度に当たり、組織横断的な体制で次期中期計画の検討を行う。
- ・ 機構の活動に対する外部の理解を深めるため、事業パートナーやメディアに対する国内広報を強化する。

- ・ 海外事務所については、所長の自主裁量権を拡大するとともに、現地職員の積極的活用のため雇用条件の見直しを行う。
- ・ 海外事務所に関し、業績評価項目、数値目標等を設定し、その結果を評価する海外事務所評価制度を的確に運用することにより、海外事務所の業績向上を図る。
- ・ 機構各部連携の下、運輸局・自治体への訪問を実施し、意見交換等を通じて地方との連携強化を図る。

## (2) 職員の意欲向上と能力啓発

- ・ 職員の能力及び実績を適正に評価し、処遇に反映させるとともに、職員の適性を考慮した人事異動を行う等により、組織力強化と職員の意欲の向上を図る。
- ・ 海外事務所の海外採用職員については、各海外事務所の人事評価により能力及び実績を適正に評価し、成績優秀者には特別手当(一時金)の支給や業務の高度化に対応した昇格等により処遇に反映させ、意欲向上を図る。
- ・ 益々深化するインバウンド業務の専門処理能力及び複雑、多様化する管理業務への対応能力向上等のための研修プログラムの整備、充実を図り、各専門分野毎に職員の能力開発に努める。また、人材育成の視点を十分に考慮した人事ローテーションに努める。
- ・ 到達目標を設定した上で、外国語、簿記、ITその他の自己研修を行う職員に奨学金を支給する制度を活用し、職員の専門能力向上を図る。また、資格取得等能力開発において顕著な実績を挙げた職員を顕彰することにより、職員の意欲の向上を図る。

## (3) 業務運営の効率化の推進

- ・ 事業実施等の意思決定の迅速化・効率化を推進するために、グループウェアを活用した情報の共有化や事務処理、決裁処理の簡素化を進める。
- ・ 中期目標期間の最終年度である平成19年度は、特殊法人の最終年度(平成14年度)に比べ、運営費交付金対象業務経費については5%程度に相当する額を、一般管理費については13%程度に相当する額を削減する計画を達成する。このため、引き続き、業務の効率化を推進するとともに、賃借料等の見直し及び消耗品等の計画的購入に取り組む。

また、経費の節減を図るとともに、契約の透明性を確保するため、

一般競争入札等を更に活用する。

#### (4) 人件費削減の取り組み

平成17年12月の閣議決定を踏まえ、人件費を平成17年度比で概ね2%以上削減する。

これまで適正かつ厳格な人事考課を実施し、これを給与に反映させているが、更に、きめ細かく勤務実績を給与へ反映できるようにするため、給与体系の見直しを進める。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 外国人旅行者誘致に必要な市場情報の収集と分析を行う。
- ・ 国内外の関係者のニーズ及びシーズ（外国人旅行者の来訪促進事業に活用できる観光資源、アイデア、ノウハウ等）の把握に努める。
- ・ 官民パートナーシップの連携強化を図る。
- ・ 新たな誘致技術の積極的な導入・活用（IT化等の強化）を図る。
- ・ 訪日外国人旅行者の誘致及び受入体制整備支援を積極的に行う。

### (1) 官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動

市場調査を実施するとともに、日常的に、海外における観光関連事業者等と密接なコンタクトを保つことにより、有望市場及び有望な潜在的訪日旅行者層に関する情報を把握・分析し、その結果を誘致事業の展開に反映させる。

#### ① 重点的な調査研究活動とその結果を活用した事業展開

世界の主要な市場国・地域における社会経済の動向及び一般消費者の旅行動向、ニーズ等に関する重点的な調査並びに日常的活動において収集・把握した情報、データを分析し、その結果を外国人旅行者の来訪促進事業に活用する。

調査統計関係刊行物の内容の充実を図る。また、JNTOウェブサイト上で公開する統計データの充実を図る。

## 数値目標

中期計画の数値目標で指定されている調査統計関係刊行物については、事業パートナーのニーズを踏まえつつ、新規情報掲載量（新規付加価値量。データ更新は含まない。頁数換算。）を平成19年度は平成14年度実績に比べ22%増加させるとともに、アンケート調査を実施する等により質の向上を図り、顧客満足度の向上に努める。

## ②外国人旅行者の来訪促進に係る方策

### ア 「日本」の認知度を向上させるための観光宣伝事業の実施

- ・ 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連携し、旅行目的地としての「日本」の認知度を向上させ、日本の差別化を図り、訪日旅行意欲の醸成を図るため、メディアへの広報宣伝活動等を通じた訪日旅行に関する記事掲載・番組放映等を図るための取り組みを引き続き強化していくが、限られた財源を有効活用するためにも、事業の採択・実施・評価を的確に行っていく。
- ・ JNTOウェブサイトの日本観光ポータルサイト化をさらに推進するため、VJC、地方自治体、民間事業者とも連携を図りつつ、訪日旅行者のニーズに応じた情報コンテンツの拡充を進める。
- ・ 海外一般消費者に対する旅行目的先としての日本の認知度向上のため、ウェブサイトへのアクセス分析や、メールマガジン発行・ウェブアンケート等のコミュニケーション機能を強化し、マーケティング上も有効に活用する。
- ・ 海外事務所運営ウェブサイトの整備を進めるとともに、各市場のニーズに応じたきめ細かな情報発信に務める。特に、中国語簡体字サイトの機能改善、情報コンテンツの充実を行い、中国語圏に向けた情報発信機能を強化する。
- ・ 日本の観光魅力を海外にPRするためのフォトライブラリを充実し、各種情報ニーズへの対応を図る。

## 数値目標

- ・ JNTOウェブサイトのPR促進やコンテンツ及び操作性の改善を通じて、アクセス件数を、平成19年度は平成14年度実績に比べ150%程度増加させる。
- ・ 有力メディアとの連携を強化して、メディア向け広報活動(海外事務所等によるニュースリリースの発行、情報提供、ジャーナリスト招請及び取材協力等)の成果を、平成19年度は87.1億円とする（VJC事

業も含む)。

イ 訪日ツアーの開発・造成・販売に対する支援事業の実施

- ・ インバウンド・ツーリズム振興の公的な専門機関としてのNTO（政府観光局）ブランドとネットワーク（海外事務所）を有効かつ最大限に活用し、世界の主要な市場国・地域の訪日ツアーの企画開発・造成・販売促進を推進する。
- ・ 世界の各主要国・地域における市場（訪日ツアー）ニーズに対応したツアー商品の企画開発・ツアー商品造成・販売促進を国内外の有力な事業パートナーと協力して事業展開する。
- ・ 平成19年度には、インド、ロシア、マレーシア、スペイン、イタリアなど、VJC重点市場国・地域以外の国・地域において出展事業等へ参加し、日本観光の魅力をPRする。

a 訪日ツアーの開発・造成の間接支援

訪日ツアーを企画開発する旅行会社に対し企画提案や有用な情報の提供等により、ツアー開発・造成を促進、あるいは既存のツアーの質の向上を図る。

b 訪日ツアー開発・造成の直接支援

旅行会社に対し訪日ツアーの企画提案、情報提供、訪日視察旅行、商談のアレンジ等の支援を行い、主体的に新たな訪日ツアーの開発・造成を働きかける。

なお、リピーターの増大等の環境変化に対応するため、訪日ツアーのテーマ、訪問先の多様化を目指す。

c 訪日ツアー販売支援

- ・ リテラーまたは訪日ツアー販売担当者に対しての現地セミナーや訪日研修旅行等の販売支援事業を拡充する。
- ・ インターネットウェブへの広告、雑誌・新聞への共同広告等の販売支援事業を拡充する。
- ・ 米国において認定・登録されている「Japan Travel Specialist (JTS)」に対する訪日ツアー販売支援策として、ニューズレター等を通じて、日本の最新情報や訪日ツアー商品情報の提供を従来以上に積極的に行う。さらに、ドイツなど他の市場におけるJTS事業の拡大を図る。

- ・ 販売要員育成を目的として実施されているJNTOウェブサイトを活用した「e-learning」事業を、拡充する。

#### 数値目標

海外旅行会社に対する訪日視察旅行、商談等のアレンジ等の直接支援により、開発・造成された訪日ツアーについて、DESTINATIONの多様化に努めるとともに、平成19年度は、平成18年度実績（VJC事業、その他受託事業も含む）と比較して、集客数を9.1%増加させる。

#### ③外国人旅行者の受入体制の整備支援事業

訪日外国人旅行者に対する利便性をさらに向上させるため、全国各地にある外国人対応が可能な観光案内所ネットワークの呼称を、「i」案内所から外国人歓迎をイメージする「ビジット・ジャパン案内所（英文名：Visit Japan Information Network）」へ変更し、外国人旅行者対応能力の向上のために、外部講師による講演、接遇マニュアルの配付等を行い案内所の機能向上を図る。

ネットワーク拡大のため、各地の観光案内所、“YOKOSO! JAPAN WEEKS”期間中に「YOKOSO! JAPANデスク」へ参画した宿泊施設を中心に、「ビジット・ジャパン案内所」への参画を積極的に働きかける。

さらには、外国人旅行者が容易に「ビジット・ジャパン案内所」の場所が分かるよう、JNTOウェブサイトの観光地情報に案内所の所在地を表示したり、海外事務所での情報発信やリーフレットをさらにわかりやすくリニューアルしたり等の方策を講じる。

平成18年度に引き続き、ツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）の業務を成田空港（2箇所）及び関西空港において外国人旅行者案内業務を行っている（財）国際観光サービスセンターに委託することにより、これらの案内所が緊密に連携し、一層充実した案内業務が実施できるようにする。

#### 数値目標

平成18年度末で全国に155箇所（2007年3月末日現在）ある「ビジット・ジャパン案内所」について、平成19年度は80箇所程度増加させることを目標に取り組むこととする。

#### ④国際コンベンション等の誘致・支援事業

##### ア 国際会議・インセンティブ旅行の誘致活動強化

政府の掲げる国際会議開催件数に関する数値目標の達成に向け、国、関係機関等と連携して誘致に取り組む。

平成19年度は以下のような施策に重点をおく。

- ・ 誘致の対象とする国際会議を絞りこみ、個々の案件が抱える課題を抽出し、きめ細かい対応ができるようにする。特に他国との誘致競争が予想されるものについては、国土交通省、日本の会議主催者及び関係都市・コンベンション推進機関等と連携して誘致に取り組む。
- ・ 会議・宿泊施設、支援内容、交通アクセス、観光魅力等に関する情報を分析し、都市の会議受入能力に対応した誘致施策を展開する。
- ・ インセンティブ旅行の誘致強化のために、従来収集してきた情報に加え、各都市固有の観光施設、体験メニュー、企画・演出等の情報の収集に努める。

##### イ VJC事業との効果的な連携

平成19年度よりVJC事業として行われるコンベンション誘致関連事業に積極的に参画する。

出展事業に関しては、VJC事業とJTO事業の連携を図ることで日本の存在感をアピールするとともに、相乗効果を高める。

##### ウ コンベンションの開催支援

国際会議観光都市のコンベンション推進機関に対する人材育成、会議開催情報等の提供、会議主催者に対する寄附金募集・交付金交付制度の運営等の支援事業を実施する。

#### 数値目標

会議開催決定権者の招請事業の実施等の結果、誘致に成功した国際会議及びインセンティブ旅行（機構の定める基準に合致する国際会議及びインセンティブ旅行。VJC事業を含む。）を、平成19年度は国際会議を70件、インセンティブ旅行を274件とする。



## ⑤通訳案内士試験事務の代行

- ・ 新規追加免除科目、地域限定通訳案内士への対応  
新たに加わる科目別合格免除及び地域限定通訳案内士試験の外国語試験の併願による受験者の属性の大幅な増加（140通り）に的確に対処して、円滑な試験実施を図る。
- ・ 願書申請のシステム化  
受験願書についてインターネットによる24時間対応の申請受付システムを構築し、クレジットカードおよびコンビニエンスストアでの支払いを可能にすることにより国内・海外からの受験者の利便性の向上を図る。

## (2) 効率的・効果的な業務運営の促進

### ① 業績評価の充実

ア 前年度に引き続き、アドバイザリー・コミッティ(年2回)、特別顧問会議(年1回)を開催し、機構及びその事業に関する意見や提案を聴取し、業務運営の改善に反映させる。

イ 平成18年度に実施した事業パートナー（地方自治体・観光関連事業者等）を対象とした顧客満足度調査の分析結果に基づき、機構の事業改善を進めるとともに、事業提案を行う等PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを実施する。

ウ 機構が行う事業の実施に際して、利用者や関係者に対するアンケート調査等を実施し、事業の目標達成度を測定するとともに、改善点の把握に努める。

### ②人事考課の徹底

ア 定期的に職員の能力と実績を評価し、適正かつ厳格な人事考課を実施する。その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とする（但し、海外において雇用した職員については、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、人事考課を実施する）。

イ 研修の充実、人事ローテーション、OJT（現場で仕事をしながらの教育）等により職員の業務知識の習得、能力の向上を図る。

### ③外部人材の活用

賛助団体や会員などの事業パートナーを中心とする関連事業者や地方自治体のニーズを業務に適正に反映させるとともに、業務を効率的に実施するため、地方自治体・観光関連事業者等から有能な人材を登用し積極的に活用する。

### ④海外の在外公館等関連機関との連携の強化

ア VJC現地推進会の運営をはじめ、在外公館、他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、海外における連携の強化を図る。

イ 国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力し、相互観光交流の拡大に資するとともに、他国の政府観光局との連携をさらに強化し、日本を含む複数国を訪れるツアー開発を進める。具体的には米国、カナダに於いて、中国、韓国、タイ等の政府観光局と共同で実施している日本を含む複数国を訪問するツアーの造成・販売支援事業を拡充するとともに、既存事業の成果を踏まえ他の国への同事業拡大を検討する。

ウ VJC事業への積極的な参画等を通して、(社)日本ツーリズム産業団体連合会、(財)アジア太平洋観光交流センター等の国内の関連団体との連携・協調を図る。

### ⑤ナレッジ・マネジメント(知識経営)の確立

グループウェアの活用を進めることにより、付加価値の高い業務運営の実現に努める。

### (3) 事業成果の公表

機構業務への理解を深め、その活動に対する国民の信頼を確保するという観点から、機構が実施する事業の概要と成果等を、プレスリリースやインターネット等を通じて広く国民に発信・公開する。

### (4) 附帯する業務

日本コンGRESS・コンベンション・ビューローについては、中期計画に掲げた自主運営の移行は完了したことに伴い、IME(国際ミーティングエキスポ)及び人材育成研修実施において、協力して事業を行い、コンベンションの振興に努める。

国際観光テーマ地区等推進協議会の事務局業務については、会員に対する便益の向上をもたらすことという会員からの要望を勘案しつつ、一部業務の外部委託化を進めることとする。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 自己収入の確保

地方自治体及び民間事業者の財政・経営状況が厳しいことから、事業パートナーの顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出や会員数の増加を図るとともに、受託事業、募集事業、講演、研修等を積極的に開拓するなど、自己収入の確保を図る。

#### (2) 予算（人件費の見積を含む。）

別紙

#### (3) 収支計画及び資金計画

別紙

### 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。

### 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

### 6. 剰余金の使途

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 人事に関する計画

ア 全ての職員につき能力と実績を評価し、適正かつ厳格な人事考課を実施し、その結果を給与等の処遇に反映することにより人件費の抑制を図るとともに、適材適所の人事配置とする。

イ 中期計画の下に、人事ローテーション、OJT、研修等により職員の能力の向上を図る。

(2) 機構の事業パートナーである地方自治体、観光関連事業者等の賛助金拠出者に対し、機構が実施する事業に係る「負担と受益」についての説明責任を果たし、事業パートナーとの連携を強化する。

(3) 外国人旅行者の来訪を促進するためには、査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力(航空便座席の供給量等)の増強、入国手続きの簡素化等の施策が不可欠であることから、機構は、必要に応じ、これらの施策を担当する関係機関に適宜要請を行う。

## 予算、収支計画及び資金計画（平成19年度）

## (1) 収支予算

[一般勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<収入>	
運営費交付金	2,111
賛助金・コンベンション協賛金収入	357
事業収入	332
事業外収入	8
計	2,808
<支出>	
業務経費	836
受託経費	391
人件費	1,299
一般管理費	282
計	2,808

[交付金勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<収入>	
寄附金収入	997
事業外収入	0
計	997
<支出>	
交付金事業経費	997
計	997

## (2) 収支計画

[一般勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<費用の部>	
経常費用	2,808
業務経費	836
受託経費	391
一般管理費	1,580
減価償却費	1
当期利益金	0
計	2,808
<収益の部>	
運営費交付金収益	2,110
国際観光振興事業収入	689
資産見返運営費交付金戻入	1
事業外収益	8
計	2,808

[交付金勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<費用の部>	
経常費用	997
交付金事業経費	997
当期利益金	0
計	997
<収益の部>	
寄附金収入	997
事業外収益	0
計	997

(3) 資金計画

[一般勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<資金支出>	
業務活動による支出	2,808
次期への繰越金	0
計	2,808
<資金収入>	
業務活動による収入	2,808
運営費交付金による収入	2,111
賛助金・コンベンション協賛金収入	357
事業収入	332
事業外収入	8
前期からの繰越金	0
計	2,808

人件費は退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中下記を見込んでいる。

支出予定額： 1,247 百万円

[交付金勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<資金支出>	
業務活動による支出	997
次期への繰越金	0
計	997
<資金収入>	
業務活動による収入	997
寄附金収入	997
事業外収入	0
計	997